

令和2年度第2回 岡山県中小企業振興審議会 次第

日 時：令和3年1月13日(水)
13時30分～15時
場 所：岡山県庁3階大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 岡山県中小企業振興計画2021素案について

(2) その他

3 閉 会

岡山県中小企業振興審議会の公開について

審議会の会議は原則公開とするが、特段の事情がある場合、出席委員の3分の2以上の多数の議決をもって、非公開とすることができる。

1 会議開催の周知

- ・ 会議開催日の1週間前までに、開催について報道機関に発表するとともに、岡山県ホームページに掲載する。
- ・ 周知する事項は、開催日時、場所、議題、報道機関の取材、県民の傍聴に関する事項等とする。

2 報道機関への会議公開

- ・ 会場内に報道席を設け、会議の取材を可能とする。
- ・ テレビカメラ等の撮影は、議事進行の都合上、会議開始後の5分程度までとする。

3 県民への会議公開

- ・ 会場内に傍聴席を設け、会議の傍聴を可能とする。
- ・ 傍聴者の定員は、10名程度（先着順）とし、開議前に受け付けることとする。
なお、会場の規模によっては、10名以内で席の設置が可能な人数とする。
- ・ 議事の進行を妨げる者に対しては、議長より退場を命ずることができることとする。
- ・ その他詳細は、「会議傍聴要領」のとおりとする。

4 議事概要等の公開

- ・ 議事概要及び会議資料については、会議終了後岡山県ホームページに掲載する。

岡山県中小企業振興審議会規則（昭和44年4月1日岡山県規則第21号）

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山県附属機関条例（昭和27年岡山県条例第92号）第4条の規定に基づき、岡山県中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の運営、組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、その結果を知事に報告し、又は意見を具申する。

- 1 中小企業振興のための総合的施策に関すること。
- 2 倒産の防止に関すること。
- 3 業種別の構造改善に関すること。
- 4 科学技術の振興に関すること。
- 5 流通の合理化に関すること。
- 6 その他中小企業振興に関し必要な事項

（組織）

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、関係業界の役職員、学識経験者、関係行政機関の職員その他相当と認める者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が委嘱され、又は任命されるまでは、その職務を行うものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

- 第6条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が会長と協議して委嘱し、又は任命する。
 - 3 第4条の規定は、専門委員の任期について準用する。

(会議)

- 第7条 審議会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第8条 審議会は、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。
- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員のうちから互選する。
 - 4 部会長は、会長の指揮を受け、部務を掌理する。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 6 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(資料の提出等の依頼)

- 第9条 審議会及び部会は、その任務を行なうために必要があると認めるときは、関係行政機関、県内地方公共団体その他の関係者に対して、資料の提出又は出席、説明若しくは調査を依頼することができる。

(庶務)

- 第10条 審議会の庶務は、産業労働部産業企画課において行う。

(その他)

- 第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、審議会が知事の承認を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 岡山県科学技術審議会規則（昭和29年岡山県規則第40号）は、廃止する。

附 則（昭和49年規則第18号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第34号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第22号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第15号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第84号）

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第34号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

岡山県中小企業振興条例（平成23年12月27日岡山県条例第51号）

（目的）

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、並びに県、中小企業者、中小企業関連団体及び大企業者の責務又は役割を明らかにするとともに、県の施策に関する基本的事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者をいう。

2 この条例において「中小企業関連団体」とは、中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体をいう。

3 この条例において「大企業者」とは、中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営むものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本として行われるものとする。

2 中小企業の振興は、中小企業が地域経済の発展及び雇用の確保に貢献し、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に行われるものとする。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、企業、大学その他の研究機関、地方公共団体等の連携に努めるものとする。

(中小企業者の責務)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応して、自主的にその経営の向上を図るよう努めなければならない。

(中小企業関連団体の役割)

第6条 中小企業関連団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新を促進するものであること。
- (2) 中小企業の創業を促進するものであること。
- (3) 中小企業の経営基盤を強化するものであること。
- (4) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化を図るものであること。
- (5) 中小企業者の資金調達の円滑化を図るものであること。

(振興計画)

第9条 知事は、前条の基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する計画（以下この条及び次条において「振興計画」という。）を策定するものとする。

2 振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中小企業の振興に関する総合的かつ計画的な目標及び施策
- (2) 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、振興計画を策定するに当たっては、岡山県中小企業振興審議会（岡山県附属機関条例（昭和27年岡山県条例第92号）に基づく岡山県中小企業振興審議会をいう。）の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、振興計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、振興計画の変更について準用する。

（実施状況の公表）

第10条 知事は、毎年、振興計画に定めた施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（財政上の措置）

第11条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。